

第5回淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会 議事要旨

日 時:令和5年 10 月2日(月)13:30~15:00

出席者:別添の「出席者一覧」のとおり

要旨:

1. 開会、淀川区長あいさつ

(淀川区長)

- ・ 令和5年3月開催の前回協議会のあと、令和5年5月 17 日から令和5年8月 25 日まで、淀川河川敷十三エリアのにぎわいづくりを行っていただく民間事業者の公募を行い、その結果、1事業者から企画提案書の提出があり、内部手続きを経て、令和5年 9 月 13 日に事業予定者を決定のうえ、淀川区役所ホームページ等にて公表した。
- ・ 本日は、のちほど事務局より、事業者選定にあたっての結果報告をさせていただいたうえで、事業計画書、並びに、今後、本市が河川管理者あてに提出する予定である「都市・地域再生等利用区域」の指定にかかる要望書についてご説明をさせていただくので、その承認の可否についてご判断いただきたい。
- ・ 淀川河川敷十三エリアについては、現在、周辺地域も含め、着実に開発が進められているところであるが、本日も構成員の皆様方から忌憚のないご意見をお伺いさせていただきたい。

2. 本日の議題

(1) 大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア整備・運営事業者選定の結果報告

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 第4回協議会で構成員の皆様からいただいたご意見も公募条件に反映させていただき、令和5年5月 17 日から令和5年8月 25 日にかけて、淀川河川敷十三エリア整備・運営事業者にかかる公募を行った。その結果、1者から企画提案書類の提出があった。
- ・ 令和5年9月4日開催の選定会議における審査の結果、RETOWN・類設計室・OneOsaka リパークルーズ事業共同体を大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア整備・運営事業予定者に決定した。事業者の主な業務実績については、資料の2ページ下部に記載のとおりである。

(2) 事業計画書の承認について

○ イメージパース・決議の方法等について

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 資料の3ページ、4ページは、事業計画のイメージパースである。なお、あくまでイメージのため、実際に実施する内容とは異なる場合があるのでご了承願いたい。

- ・ 本日の協議会には、事業予定者である RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体も同席している。まずは、事業予定者より事業計画書の内容について説明し、その後、質疑応答の時間を設けさせていただく。質疑応答が終わったら、事務局より事業計画書の内容について承認の可否を問わせていただく。
- ・ 承認の可否については、今回資料としても配付させていただいている「淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会設置要綱」第5条第3項「協議会会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、座長の決するところによる。」に基づき、決定する。
- ・ 本日までご出席いただいている構成員のうち、委員のみなさまは8名中7名にご出席いただいているので、4名以上の賛成により、事業計画書の内容について協議会で承認いただいたと判断させていただく。

○ 事業計画書(案)の説明

- ・ RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体から、ハード事業施設の整備計画、ソフト事業の企画及び実施に関する事、舟運事業の企画及び実施に関する事、広報及び宣伝、災害発生時の対策、及びリスクへの備え等について説明を行った。

○ 質疑応答

(淀川河川公園管理センター)

- ・ 舟運事業について、十三船着場は事業予定者が占用し、管理も行うのか。

(淀川区長)

- ・ 近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪市、大阪府も参加している淀川舟運航路確保 PT の会議において、舟運の取扱いについては議論しているところである。その中で十三船着場の活用方法についても、今回の事業予定者の関わり方も含めて、しっかり議論していきたいと考えている。

(淀川河川公園管理センター)

- ・ 出水時の施設の撤去計画は策定しているのか。

(RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体)

- ・ 出水時の施設の撤去計画についてはこれから策定していく。

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 十三船着場についてはこれから近畿地方整備局が具体的に使用方法等を整えていくと思うが、私個人の意見としては、大阪府が言うところの公共船着場と同様に、ぜひとも他の事業者も使えるように考えていただきたい。十三船着場だけではなく、ほかの船着場とのネットワ

ークの中でご利用いただけることが、舟運の活性化には重要である。その観点からも、舟運活性化と船着場の利活用について考えていただきたい。事業予定者の提案内容と全体の水都の発展がうまく共存し、整合が取れるように考えていただきたい。

- ・ 出水時の施設の撤去計画及び災害時の安全対策に関しては、株式会社 RETOWN は大阪市大正区のタグボート大正で経験があると思うが、大正区のエリアと淀川河川敷十三エリアは性質が異なる場所でもある。大正区のエリアは水門が下についているところであるが、本件エリアは淀川のため、高潮の危険はあまりないが、上流から水が氾濫する危険性がある。エリアの特性に合わせた安全対策が必要である。具体的な手順・時間等も想定した計画を策定していただきたい。
- ・ 社会実験の頃から配慮いただいているかと思うが、自然豊かな場所でもあるため、景観へも配慮してほしい。キッチンカーや屋台が入り、またコンテナ等に POP 等を沢山貼ると、どうしても安っぽく見えてしまいがちである。すべてを事業予定者で行うわけではなく、テナントも入られると思うので、景観がコントロールできるようにがんばっていただきたい。

(大阪商工会議所)

- ・ 公募前の説明では、事業者からの問い合わせが複数あったとお聞きしていたかと思うが、今回応募があった事業者が1者であった経緯について、詳しく教えていただきたい。

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ マーケットサウンディングの参加企業名については公表していないため申し上げることはできないが、昨年のマーケットサウンディングには4事業者ご参加いただいた。今回の事業予定者は事業共同体ということで、3者でコンソーシアムを結成し、応募いただいた。

(大阪商工会議所)

- ・ 舟運について、夢洲航路を考えているという説明があったが、万博水上交通に関しては、大阪商工会議所においても、2025年日本国際博覧会協会と一緒に実現に向けて、説明会や事業者へのヒアリング等、色々な取り組みをしているところである。事業予定者は、2025年日本国際博覧会協会と、夢洲航路の実現に向けてすでに協議を始めているのか。

(RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体)

- ・ 2025年日本国際博覧会協会との協議はこれから行っていく。夢洲について一つ危惧している点は、万博会場から船着場まで1km 離れているということである。船着場に到着してから万博会場までどのように運ぶのか等についても、2025年日本国際博覧会協会と話を進めていきたい。

(淀川区長)

- ・ 淀川舟運航路確保 PT の中でも、淀川は川船のため、夢洲まで行くためには海船に乗換えが必要であり、その中継地をどこにするのかについても議論している。そのあたりも含めて調整していきたいと考えている。

(淀川河川事務所)

- ・ 安全対策に関して、今回矢板工事が施工されていない部分にも盛土工事を行っている件については、軽量盛土法を採用することにより耐震対策を行っている。
- ・ 堤防裏のり面の盛土を行い、その上に 1t/m²の荷重をかけた場合について、供用期間中に発生する確率が高い地震動(いわゆるレベル1地震動)についての照査を行い、安全性を確認済みである。
- ・ さらに、淀川河川敷十三エリアでは、阪神・淡路大震災で被害を受けていることもあるため、堤防裏のり面の盛土を行った場合について、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動(いわゆるレベル2地震動)に対しても照査の実施について検討を行っている。
- ・ 照査の結果、河川管理者として、安全である場合は占用を認め、安全性が担保されない場合は、施設の位置の見直しを要請する等し、安全性が確保されるよう事業予定者に求める予定である。

○ 決議

- ・ 事業計画書の内容の承認について、出席委員の挙手により採決した。
- ・ 出席委員7名全員が挙手した。
- ・ 出席委員の過半数の委員から賛成があったため、事業計画書の内容について協議会で承認を得たと判断した。

(3) 「都市・地域再生等利用区域」の指定(いわゆる河川空間のオープン化)の合意について

○ 河川空間のオープン化について

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 第4回協議会でもお伝えしたが、事業計画書が、本日の第5回協議会で承認されたため、河川敷地占用許可準則第 22 第5項に基づき、「都市・地域再生等利用区域」指定、いわゆる河川空間のオープン化の要望を、大阪市長が河川管理者に行う予定である。
- ・ 河川空間のオープン化を行うことで、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用が可能になる。
- ・ オープン化適用のためには、「河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること」が必要のため、事務局よりオープン化の要望内容についてご説明させていただいた後に、先ほどの事業計画書の承認手続きと同様の流れで、オープン化についての合意を図らせていただきたい。

○ 「都市・地域再生等利用区域」の指定にかかる要望書について

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 都市・地域再生等占用主体は大阪市長、都市・地域再生等利用区域は資料の6ページに示す図の緑ハッチ部分に示すエリアである。
- ・ 都市・地域再生等占用方針について、まず、施設内容については、河川敷地占用許可準則第22第3項より、「広場、イベント施設、遊歩道、船着場、及びこれらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所等、日よけ、船上食事施設、突出看板、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設」である。施設の形態については、独立店舗型で、占用許可期間内の仮設物とし、容易に撤去できる形態とする。施設の管理・運営については、占用主体である大阪市長が選定した事業者が行うこととする。

○ 質疑応答

(淀川河川公園管理センター)

- ・ 資料の6ページについて、図の緑ハッチ部分に示すエリアを都市・地域再生等利用区域とするとのことであるが、このエリアには国営公園区域も含まれている。公園区域も含めてこのエリア全体を包括占有するのが一番良いと思っていたが、今回そういったスキームになっていないため、公園区域の使用に関してルールを明確にしておかないと事業予定者が不利益を被ることになる。実施にあたっては、十三野草地区の管理の問題もあることから、適正かつ安全に催し物等を開催できるように我々も最大限協力していきたい。この図だけ提示すると事業スキームに関して誤解が生じるのではないかと思う。

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 資料の6ページに示している緑ハッチ部分については、事業予定者が営業活動を行うことができる最大の範囲である。これから手続きを行っていく河川法上の占用の範囲については、緑ハッチ部分よりも小さくなるのが想定される。

○ 決議

- ・ 河川空間のオープン化の要望内容にかかる同意について、出席委員の挙手により採決した。
- ・ 出席委員7名全員が挙手した。
- ・ 出席委員の過半数の委員から賛成があったため、河川空間のオープン化の要望内容について協議会で同意を得たと判断した。

(4) 今後のスケジュール

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ ハード施策に関しては、堤防裏のり面の盛土工事のうち西側 80m 部分については令和5年7月に竣工した。今回、本日も来ていただいている事業予定者から、東側 180m 部分についても利用する事業計画の提案があったため、東側 180m 部分については令和5年度に着工、令和6年度に竣工を予定している。また、船着場工事及び多目的空間における通路舗装工事については、令和6年度末竣工予定である。
- ・ 河川空間のオープン化に向けた手続きとしては、本協議会后、本市が河川管理者あてに要望書を提出する。オープン化の指定がなされたら、占用許可申請等の手続きを進めていく。占用許可が下りたら、本市と事業予定者の間で占用区域の使用に係る契約書を締結する予定である。
- ・ 次回、第6回協議会は、令和5年度「事業報告書」の承認を議題として開催を予定している。

○ 質疑応答

(淀川河川公園管理センター)

- ・ 資料の8ページのスケジュールには、都市公園法にかかる手続きも明記していただきたい。

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 調整する。

3. 意見交換

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ スケジュールが厳しいとは思いますが、令和7年春の万博開催までに大阪・淀川区の新しい名所になっていて、多くの方にお越しいただける状況になっているように是非がんばっていただきたい。そのためには工事はさることながら、関係機関等の協議も進めていただく必要がある。今後はPRにも力をいれていただき、淀川区のまちづくりの新しい顔として打ち出していきたい。

(淀川河川事務所)

- ・ 船着場整備及び東側 180m 部分における堤防裏のり面の盛土整備を引き続き進めていきたい。

(淀川区十三連合振興町会)

- ・ 町会でもよく質問がある等、地域の方はわくわくしており、関心が強い。船着場が完成したら、そこから色々な方面へ向かう船が出航したり、また、船着場周辺で子どもたちがカヌー等ができるようになると地域の人はずれいと思う。

(淀川区商店会連盟)

- ・ 淀川区、特に十三は、今後船着場や高層マンションができて、人が増えて変わっていく。淀川区商店会連盟としては、これまで、十三はそのような面白いところであるということを大阪府及び大阪市の商店会連盟に伝えたり、大阪商工会議所の中で話をしたりしてきた。今後、地域の方のわくわくする気持ちが高まっていくと感じる。

(大阪商工会議所)

- ・ 大阪商工会議所としても、このようなかたちで淀川河川敷十三エリアにかかる事業計画書が承認されたことをうれしく思っている。にぎわいのある地区になることを大いに期待している。万博航路に関しては、実現性が青信号になるように、今後も情報提供等サポートさせていただく。

(淀川河川公園管理センター)

- ・ これまで国土交通省が主体でアーバンキャンプというイベントを8年前から開催しており、その継続、継承をしながら、現在淀川河川公園では、キャンププログラムや水上アクティビティ、ナイトクルーズ等の様々なイベントを開催させていただいている。事業予定者が決定したということで、これからは十三船着場の利活用も含む、十三・西中島一体のにぎわいづくりを、河川敷の自然を守りながら、より大きな目線でやっていきたい。
- ・ よどがわ河川敷フェスティバルについても、一時期単独で開催するのが厳しいという声もあり、我々も支援をさせていただいているが、地域の方がものすごい熱量をもって開催している。その熱量を持っている方々が、街中だけでなく、河川敷、河川公園という縦断的な大きな目線で、淀川全体をよくしていきたいと思っているので、これらの方々と連携しながら、また、今回決定した事業予定者とも連携を取りながら、よりよいにぎわいづくりを進めていきたい。

(阪急電鉄株式会社 沿線まちづくり推進部)

- ・ 阪急電鉄の沿線まちづくり推進部は今年新設された部署であり、まさに今回のような場に出席させていただき、地域の方々や自治体とまちづくりを進めていきたいと考えている。十三は特別な街であり、神戸線・京都線・宝塚線の3線が交差しており、梅田の目と鼻の先であり都会に近いことに加え、淀川が流れており自然があり、そしてオープンスペースもあり、非常にポテンシャルが高いと思っていたところ、今日のお話をお聞きし、私達もわくわくしている。ジオタワー大阪十三というマンションをつくり、まちづくりに参加させていただいているが、鉄道部隊としても、少し先の話にはなるが、現在なにわ筋線連絡線や新大阪に繋がっていく線等の新しい路線の話もあり、十三というのは特別な意味を持つ場所である。今回の淀川河川敷十三エリア整備・運営事業と我々のまちづくりが一緒になりながら、鉄道・駅と一体となったまちづくりを皆様と一緒に進めていきたい。

(近畿地方整備局 河川部 河川環境課)

- ・ 令和5年8月には淀川河川敷枚方エリアや宇治川においても「かわまちづくり」計画が登録されて、舟運の連携がますます活発になってくる。近畿管内でいうと、兵庫県の加古川についても、現在淀川河川敷十三エリアと同じように、駅から近い川沿いに盛土をし、河川敷のにぎわいをつくり、新たな地域の活性化につなげていこうと積極的に取り組まれている。これから色々とイベントが開催されていくと思うが、十三は人が多く、また、河川敷は自転車の利用も大変多いので、安全対策等に注意いただければと思う。

(近畿地方整備局 建政部 都市整備課)

- ・ 都市整備課は公園を担当していて、その関係でアドバイザーとして参加している。淀川河川公園管理センターからも指摘があったとおり、都市公園法関係の手続きについても確認いただいてスケジュールに盛り込んでいただきたいと思います。

(大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課)

- ・ 淀川沿川のまちづくりに関して、沿川で活躍されているまちづくり団体や民間事業者等と一緒に「淀川沿川まちづくりプラットフォーム」をつくっている。「淀川沿川まちづくりプラットフォーム」には淀川河川事務所や淀川河川公園管理センター、阪急電鉄にもオブザーバーとして参加いただいて、色々な取組を進めている。本日の事業計画書の説明の中では、年間の想定来客人数 30 万人のうち約4割以上にあたる 13 万人の来客を舟運で見込む計画であるとのこと非常に期待をしている。「淀川沿川まちづくりプラットフォーム」でも色々なイベントを行っているので、連携に向けて是非その橋渡しを我々が担っていきたいと考えている。
- ・ 淀川河川敷枚方エリアも「かわまちづくり」計画に今年度登録されたため、十三での取組みと枚方での取組みが連携されて、ますます淀川沿川が活性化するように、その橋渡しも担っていききたい。

(計画調整局 計画部 都市計画課)

- ・ 計画調整局は市の全体のまちづくりを担当している。淀川河川敷十三エリア整備・運営事業は、近接する十三駅の接続や、整備が進んでいるもと淀川区役所跡地の活用事業等、周辺のエリアの価値を向上させるような重要なプロジェクトであると考えている。この事業を進めていくことで、周辺住民の利便性向上だけでなく、阪急電車の利用者からも河川空間が見えるというところもあり、十三エリアのブランディングに大きく貢献していくことになると考えている。プロジェクトの実現に向けて、引き続きサポートしていきたい。

(水都大阪コンソーシアム)

- ・ 水都大阪は、約 20 年かけて水の回廊を中心に、官民連携で水辺の施設の開発やにぎわい創出に取り組んできた。タグボート大正や東横堀川の施設事例等、近年バリエーションのあるかたちで親水空間が展開できている中で、万博が近づくこの時期に、淀川河川敷でもこう

いったにぎわい施設の実現は非常にうれしいことである。水都大阪コンソーシアムは舟運事業者と連携しながら水の回廊を中心に活動をしているので、今年新たに発足された一般社団法人大阪観光・舟運事業組合の取組みについても伺いたい。

4. 閉会